

解説

【2回目以降の更新・再交付手続きをする場合】

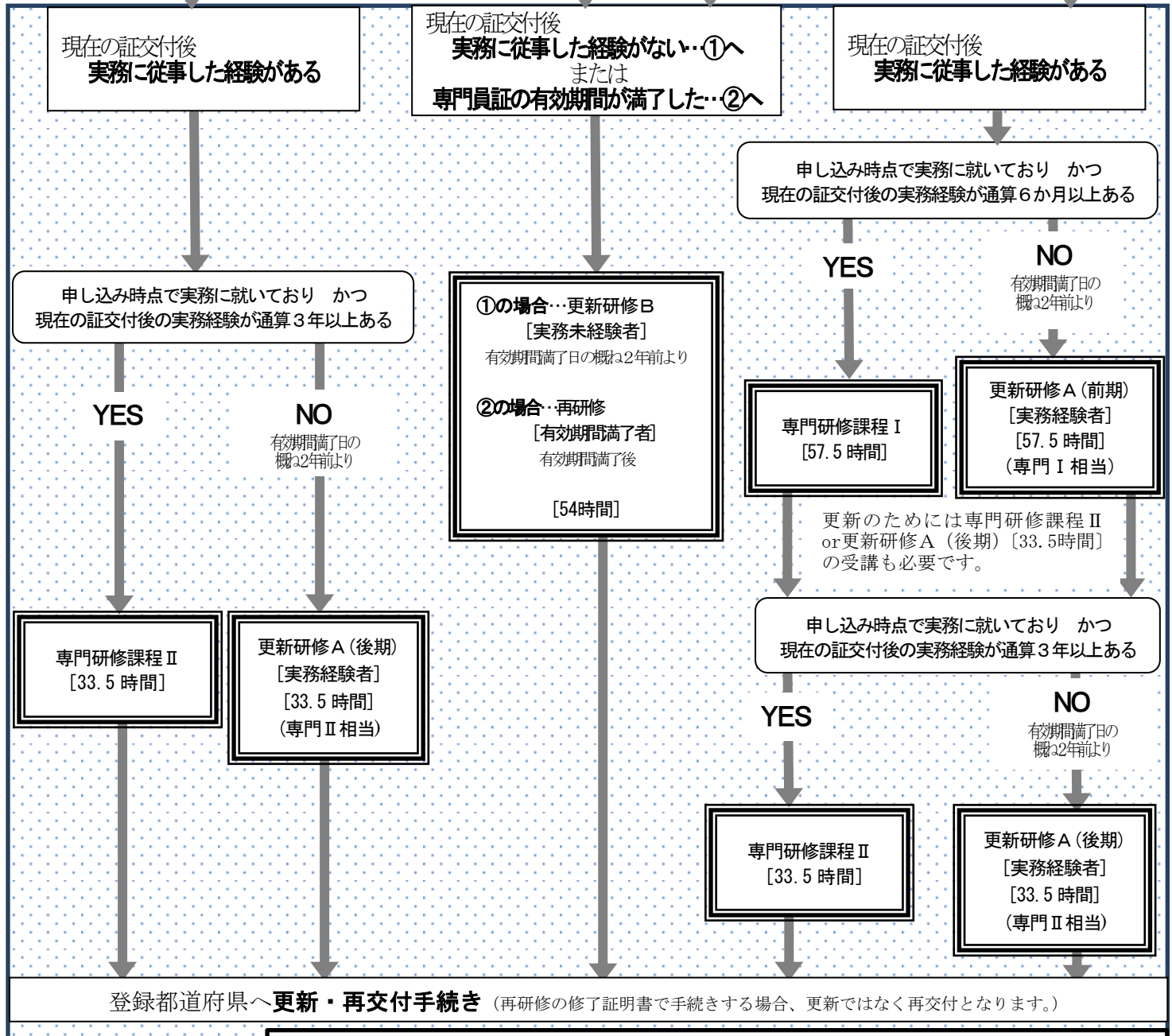
介護支援専門員証の更新・再交付に必要な研修について（2）

○介護支援専門員証の更新・再交付の経験がある場合は、前回更新・再交付手続き時に添付した研修修了証明書と現在の証交付後（現在の証の有効期間内）の実務経験により異なります。このフローチャート図を参照の上、間違いのないよう必要な研修を受講・修了し、更新・再交付手続きをお願いします。

前回の更新・再交付

専門研修（専門Ⅰ・Ⅱ）または、実務経験者向け研修（更新研修A（前期・後期））を修了し更新した方

実務未経験者向け研修（更新研修B）を修了し更新した方、または、再研修の修了証明書をもって再交付手続きをした方



登録都道府県へ更新・再交付手続き（再研修の修了証明書で手続きする場合、更新ではなく再交付となります。）



29年度からは、全ての研修が、新カリキュラムでの実施となります。

（留意点）

- ※「実務経験」の期間は、「現在所持している介護支援専門員証を交付されてからの通算期間」です。
- ※「実務に就く」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者含む）した経験をいいます。要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は実務経験には含みません。
- ※上記研修の受講対象者は、原則として兵庫県登録の方となります（他府県登録の方は登録府県にお問合せください）。
- ※平成28年度以降、「専門研修Ⅰまたは更新研修A（前期）」、「専門研修Ⅱまたは更新研修A（後期）」の順で受講いただく必要があります。専門研修Ⅱ・更新研修A（後期）受講後に、専門研修Ⅰ・更新研修A（前期）を受講することはできませんので、ご注意ください。ただし、平成27年度以前に、専門研修Ⅱ・更新研修A（後期）を先に受講した方はこの限りではありません。